様式第5号(第4面)

(日本産業規格A列4)

記載要領

1　各申請書及び届出書共通事項

(1)　※印欄には、記載しないこと。

(2)　第1面上方の 申請者 / 届出者 欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。

(3)　3欄から7欄までには8欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。

2　許可証の再交付を申請するときの記載方法

(1)　表題「労働者派遣事業変更届出書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方の2から5までの全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。

(2)　8欄には記載しないこと。

(3)　9欄には、再交付の申請に至つた理由を具体的に記載すること。

(4)　収入印紙を申請書の正本にのみ貼り、消印はしないこと。

3　労働者派遣事業において、8欄の③、④、⑦又は⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方の1及び3の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。また、8欄の③又は④の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の4の全文を、8欄の⑧の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の5の全文を抹消すること。

(2)　8欄の③又は④に係る変更の届出をしようとする場合には、6欄及び7欄には記載しないこと。

(3)　8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。

(4)　9欄には記載しないこと。

(5)　特定製造業務への労働者派遣を実施し、又は実施を予定している場合において、変更後の派遣元責任者を同時に製造業務専門派遣元責任者として選任する場合には、8欄の⑧の「製造業務専門」欄に○印を記載すること。

(6)　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、変更後の派遣元責任者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、8欄の⑧の「キャリア担当者」欄に○印を記載すること。

(7)　収入印紙を貼る必要はないこと。

4　労働者派遣事業において、8欄の①、②、⑤又は⑥の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書」並びに第1面上方1、4及び5の全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。

(2)　8欄の①又は②に係る変更の届出をしようとする場合には、6欄及び7欄には記載しないこと。

(3)　8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。

(4)　9欄には記載しないこと。

(5)　収入印紙を申請書の正本にのみ貼り、消印はしないこと。

5　労働者派遣事業において、8欄の⑨の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3及び4の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。

(2)　8欄の⑨ニは、該当する数字を〇で囲むこと。なお、「1　有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、8欄の⑨ホ「製造業務専門」欄に〇印を記載すること。

(3)　労働者派遣法第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について､派遣元責任者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、8欄の⑨ホの「キャリア担当者」欄に〇印を記載すること。

(4)　労働者派遣法第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、8欄の⑨ホの派遣元責任者以外の者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、へに必要事項を記載すること。

(5)　6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。

(6)　収入印紙を貼る必要はないこと。

(7)　10欄に、労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。

6　労働者派遣事業において、8欄の⑩の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3、4及び5の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。

(2)　6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。

(3)　8欄の⑩ニには、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。

(4)　収入印紙を貼る必要はないこと。

7　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)第8条第2項ただし書きの規定により添付書類を省略する場合は、10欄にその旨を記載すること。

8　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第8条第4項の規定により添付書類を省略する場合は、10欄にその旨及び変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。

9　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。